

令和8年度 水質検査計画



水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保する目的や、この水質検査をどのように行うかを、お客さまに広く知っていただくため、検査する場所・項目・頻度などについて記したものです。

水質検査とは、水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要なものです。

山神水道企業団（以下、「当企業団」という。）では、お客さまに安全でおいしい水をお届けするために、山神ダム（以下、「ダム」という。）上流河川などの水源から浄水場内、送水末端に至るまで定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

なお、専門用語などは、巻末に語句説明を載せていますので、ご参照ください。

目次

1. 水質検査の基本方針	・・・・・・・・ 1
2. 水道事業の概要	・・・・・・・・ 1
3. 水源及び水道水の状況	・・・・・・・・ 3
4. 検査項目、採水地点、検査頻度	・・・・・・・・ 5
5. 臨時の水質検査	・・・・・・・・ 9
6. 浄水場管理のために行う水質検査	・・・・・・・・ 10
7. 水質検査方法	・・・・・・・・ 13
8. 水質検査計画及び検査結果の公表方法	・・・・・・・・ 14
9. その他	・・・・・・・・ 14

1. 水質検査の基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (2) 水質検査は、ダムの水源地、浄水場内及び各構成団体の受水地点（送水末端の配水池入口など）で行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類、検査する項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。原則的に3年に1回以上に検査項目を緩和することが可能な項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上行います。
- (4) 水質検査は、地方公共団体の機関及び水道法第20条第3項に係る厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ委託します。

2. 水道事業の概要

(1) 送水区域

2市1企業団（筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団〈小郡市〉）

送水割合：筑紫野市（50%）、太宰府市（15%）、三井水道企業団（35%）



企業団送水区域

(2) 水源概要

- 山神ダム（ダム水）直接取水

有効貯水容量：280万 m^3 （水道73万 m^3 、不特定40万 m^3 、治水167万 m^3 ）

1日最大取水量：25,000 m^3

(3) 浄水場概要

- 山神水道企業団浄水場

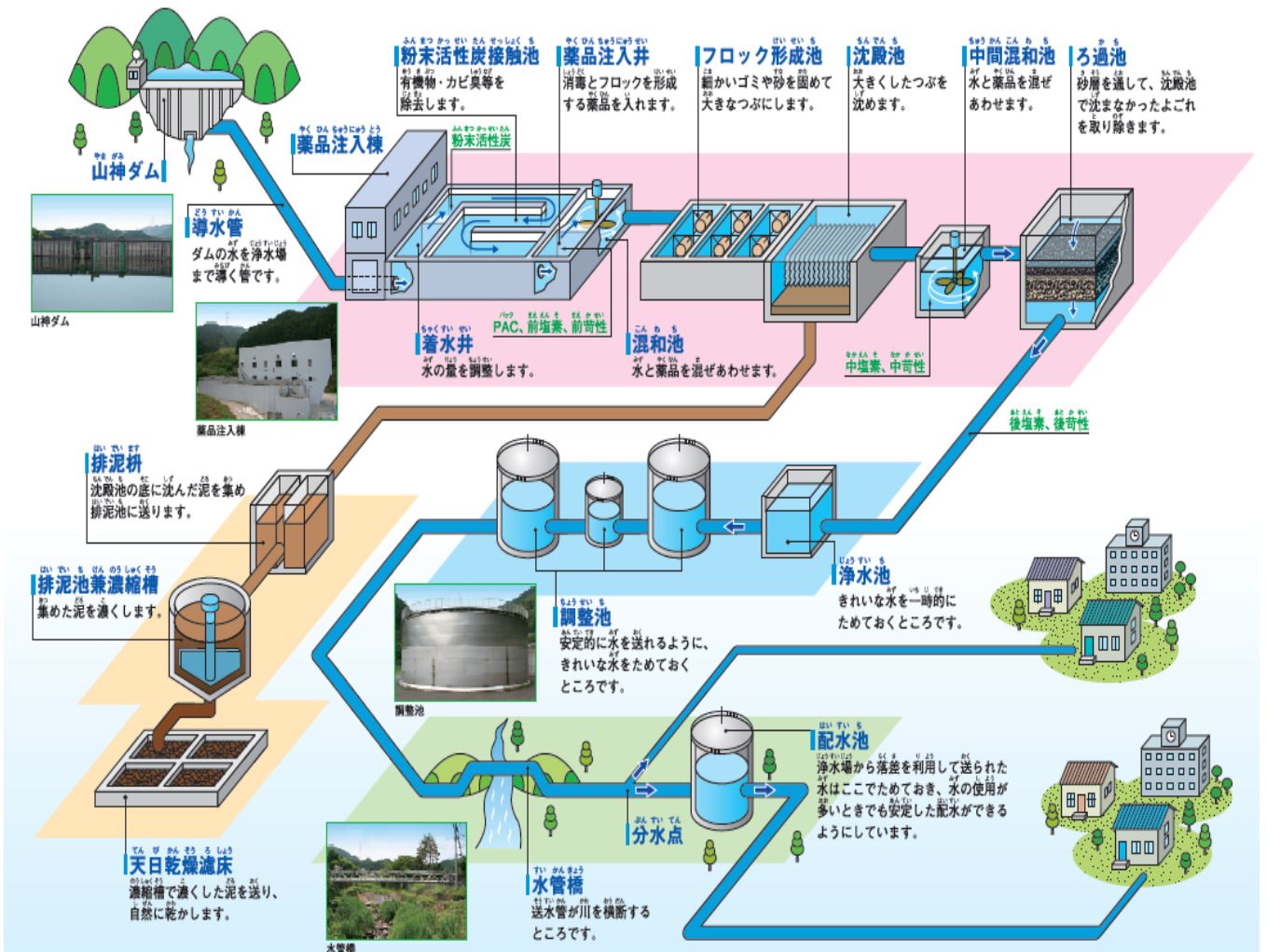
所在地：福岡県筑紫野市大字山口2764-4

1日最大浄水量：23,200 m^3

沈殿池数：3池（傾斜板式）

ろ過池数：15池（急速ろ過方式）

高度浄水処理施設（粉末活性炭接触槽）



浄水場のフロー図

3. 水源及び水道水の状況

(1) 水源等における水質汚染要因

①山神ダム集水域

ダム上流域の筑後川水系山口川に係わる主な産業は、稲作を中心とした農業です。4月～9月までの期間、農業から生じる肥料、農薬類により水源に及ぼす影響は多少あるますが、現在の浄水場施設で十分に対応できます。

農業からの水源地に及ぼす影響を調べるため、原水で年2回（6月、8月）の農薬類検査、及び月1回の富栄養化検査を行います。

ダム上流の集落については、家庭の排水をダム下流の農業集落排水事業の処理施設で処理しておりますので、水源に影響を与えることはありません。

ダム上流域には、小規模の畜産施設がありますが、クリプトスポリジウム及びジアルジアは現在まで検出されたことはありません。

②山神ダムの富栄養化

現在ダムでは、浄水処理に影響を与える富栄養化状態にはなっていませんが、ダムの富栄養化などにより障害生物が発生した場合、高pH値、凝集不良、ろ過閉塞、カビ臭発生などが起こる可能性もありますので、障害生物の対策として、ダム内に間欠式空気揚水筒を設置し適時運転させ、ダム内の水を循環し水質悪化の原因となる表層の藻類の増殖を抑制する対策をとっています。

また、ダムの富栄養化についての状況確認のために、原水で月1回の富栄養化検査及びダム湖心での直接採水による検査を月1回行い対応しています。

③自然災害

大雨や高温などの気象条件により、水源地の水質悪化や、ゲリラ豪雨などで濁りが生じる場合がありますが、凝集沈殿、急速濾過、高度浄水処理施設で十分な対応をしています。

④安全な水の確保

浄水工程ごとに濁度、遊離残留塩素の測定を自動でできる水質計器を設置し適切に水が作られているか、併せて浄水過程で使われる薬品の注入率が適切であるかを24時間体制で監視しています。

⑤クリプトスポリジウム

当企業団の浄水場では、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に従い適切な浄水処理、検査を行います。

ろ過池出口の水の濁度を24時間体制で監視し、ろ過池出口の濁度を0.1度以

下にしています。また、急速ろ過法を用いていますので、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤（PAC）を用いて処理し、クリプトスポリジウム対策を行います。

過去に原水でのクリプトスポリジウム・ジアルジア検出はありませんが、常に万全な体制を整えています。

【原水検査頻度】

クリプトスポリジウム、ジアルジア検査	年4回 (6、9、12、3月)
指標菌検査 (嫌気性芽胞菌及び大腸菌)	月1回

(2) 原水の水質状況

当企業団の原水は、ダム中層から直接取水をしています。そのため、大雨などでの河川の急激な濁度上昇、水質変化に対し、ダム水が緩衝の役割をしているため、年間をとおして安定をしています。

原水状況確認のため、水質自動測定器の設置を行い原水の常時監視を行います。また、ダム流入河川においては、毎日、目視による現地の確認及び電気伝導率を測定し、水質変化にも対応しています。

高度浄水処理施設である活性炭接触槽の運用（運用時期は、通年5月～10月の間行います。ただし、水質状況により、時期が変動することがあります。）も行っており、万全な体制を整えています。

(3) 浄水の水質状況

浄水の水質は、常に水道水質基準を満たしています。

カビ臭や総トリハロメタン*1の上昇が発生しやすい時期（5月～10月）は、高度浄水処理施設である活性炭接触槽を稼働させ、安全でおいしい水道水づくりをしています。

*1 総トリハロメタン：水中の有機物と消毒のために注入する塩素が反応してできるクロロホルム等4物質の総称であり、健康面にも影響を及ぼすことがある。

(4) 送水末端における水質の状況

構成団体の送水末端地点等の水質は、総トリハロメタン、かび臭などのような送水過程で変化する項目を除けば、浄水水質とあまり変わりなく、常に水道水質基準を満たしています。

総トリハロメタン及び、かび臭は常に問題のないレベルです。原水水質悪化による総トリハロメタン、かび臭の増加に対しても、高度浄水処理施設で粉末活性炭を使用することによりフミン質、かび臭などを取り除いて対応しています。また、次亜塩素酸ナトリウムの適正注入及び注入点変更により、使用量の削減や総トリハロメタン対策も行います。

(5) 水質管理上の注意点

山神水道企業団原水では、渇水時のダム水位の低下に伴うpH値の上昇やかび臭の発生、近年のゲリラ豪雨による急激な濁度の上昇、アンモニア性窒素の上昇など様々な水質悪化要因が発生する可能性があります。このような水質悪化に対し、高度処理施設（活性炭接触槽）の導入や水質変化に対応した施設の更新、水源の水質改善を行うため間欠式空気揚水筒の設置など、様々な対策を行っており、安全な水道水を安定的に供給して行くよう努力しています。

4. 検査項目、採水地点、検査頻度

(1) 検査項目

当企業団では、水道法で検査が義務づけられている毎日検査項目、水質基準項目に加え、将来にわたり水道水の安全性の確保などに万全を期する見地から設定されている水質管理目標設定項目及び各構成団体に供給されている水が安全で良質であることを確認するための水質検査を行います。(図-1 参照)

なお、詳細は「水質検査表」の(1)～(3)をご覧ください。

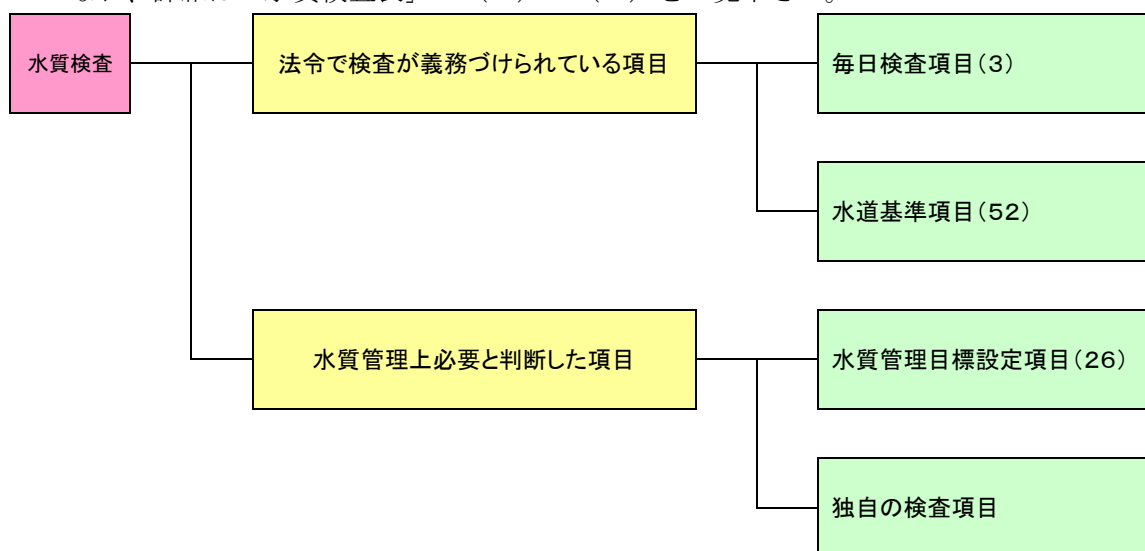


図-1 山神水道企業団が定期的に行う水質検査

(2) 採水地点

ダムからの直接取水した水を、原水として検査を行います。また、浄水場出口の調整池の水を浄水として、検査を行います。また、各構成団体の送水末端（筑紫野市、太宰府市、三井水道企業団〈小郡市〉）のそれぞれの地域でも検査を行います。

ただし、毎日検査（注1）で行う採水地点は、送水末端である太宰府市の大佐野配水池及び三井水道企業団〈小郡市〉の三沢配水池の2か所とします。

送水管の配置図



採水地点一覧

	名称	採水地点
浄水場内	原水	ダムからの直接取水（浄水場入り口）
	浄水	調整池出口（浄水場出口）
浄水場外 (送水末端)	小郡市 送水末端	小郡市三沢配水池（流入前）
	太宰府市 送水末端	太宰府市大佐野配水池（流入前）
浄水場外	その他	筑紫野市むさしヶ丘団地内

注1：毎日検査とは、水道法施行規則第15条第1項に定められている「1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査」のことを示す。

(3) 検査頻度および項目

- ・ **原水**：ダムより導水した原水を検査します。
 - ① 水道水質基準項目（39項目）は、年12回検査を行います。
PFOS PFOAについては、年4回検査を行います。

- ② カビ臭（ジェオスミン・2-MIB）検査は、月1回以上の検査を行います。また、状況に応じて、臨時で検査をする体制を整えます。
- ③ クリプトスポリジウム、ジアルジアの検査は、年4回以上行います。
- ④ クリプトスポリジウムの指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、月1回検査を行います。
- ⑤ 原水水質の変化を確認のため、富栄養化検査は、月1回検査を行います。
- ⑥ 水質管理目標設定項目は、年1回検査行います。
- ⑦ 農薬類は、年2回（6月、8月）検査を行います。
- ⑧ ダイオキシン類は、年1回検査を行います。

・ **浄水**：調整池（浄水場出口）の浄水を検査します。

- ① 色度、濁度及び遊離残留塩素の3項目については、毎日検査します。
- ② 水道水質基準項目（52項目）を年4回検査します。
- ③ 省略水道水質基準項目（29項目）を年8回検査します
- ④ 総トリハロメタン検査を月1回以上検査します。また、状況に応じて、臨時で検査をする体制を整えます。
- ⑤ カビ臭検査を月1回以上検査します。また、状況に応じて、臨時で検査をする体制を整えます。
- ⑥ 水質管理目標設定項目は、年1回検査します。

・ **送水末端**（太宰府市、三井水道企業団〈小郡市〉）

A) 太宰府市及び三井水道企業団（小郡市）

① 毎日検査（色度、濁度、遊離残留塩素）

毎日検査については、太宰府市と三井水道企業団の送水末端で、自動測定装置を用いて測定し、浄水場の中央監視室に送られたデータを監視しています。また、計器の点検及び水質の確認のため、必要に応じて採水し検査を行います。

② 水質検査項目

法に定める頻度に従っての検査を行います。原則的に3年に1回以上に検査項目を緩和することが可能な項目についても、安全性確保のため、年1回以上行います。

【検査項目】

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度、鉄、マンガン、アルミニウム、硬度	月1回
---	-----

水質基準項目（51項目）	年1回
シアン、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、消毒副生成物（21～31） 六価クロム	年4回

B) その他

筑紫野市武蔵丘の採水地点は当企業団の送水末端ではありませんが、万全な水質の水道水を送水できているか確認するため検査を行います。

・検査頻度

必要に応じて採水し検査を行います（週に1度程度）。

【検査項目】

色度、濁度、遊離残留塩素、pH値、電気伝導率

5. 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があった際に、臨時の水質検査を行います。また、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、送水末端若しくは蛇口の水で水質基準を超えるおそれがある場合には、直ちに取水、送水を停止して必要に応じて水源、浄水場及び蛇口などから採水し、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源水質が濁水や洪水などで著しく悪化した場合
- (2) 水質事故などによる水質異常が発生した場合
- (3) 水源付近や送水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
- (4) 浄水処理工程で異常があった場合
- (5) 大規模な配水管工事やその他水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- (6) その他特に必要と認められる場合

6. 浄水場管理のために行う水質検査

浄水場が適切に機能しているか、水が安全で良質であることを確認するための当企業団水質試験室で水質検査を行います。

平日に行う水質検査項目 一覧

検体名	原水	着水①	着水②	薬注水①	1系薬注水②	2系薬注水②	1系処理水	2系処理水	混合処理水	1系ろ過水	2系ろ過水	混合ろ過水	浄水	調整池(PC)
箇所	①	②		③			④			⑤			⑥	⑦
検査頻度	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日
検査項目	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現地測定
	濁度	○		▲				○	○	○	○	○	○	○
	色度	○		▲				○	○	○	○	○	○	○
	pH	○		▲	○					○			○	○
	遊離残留塩素				○	○	○			○	○	○	○	○
	EC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	臭気	○		▲				○	○					○
	アルカリ度	○		▲	○									
○: 毎日行う検査														
▲: 活性炭を注入するおおむね5月～10月の期間														

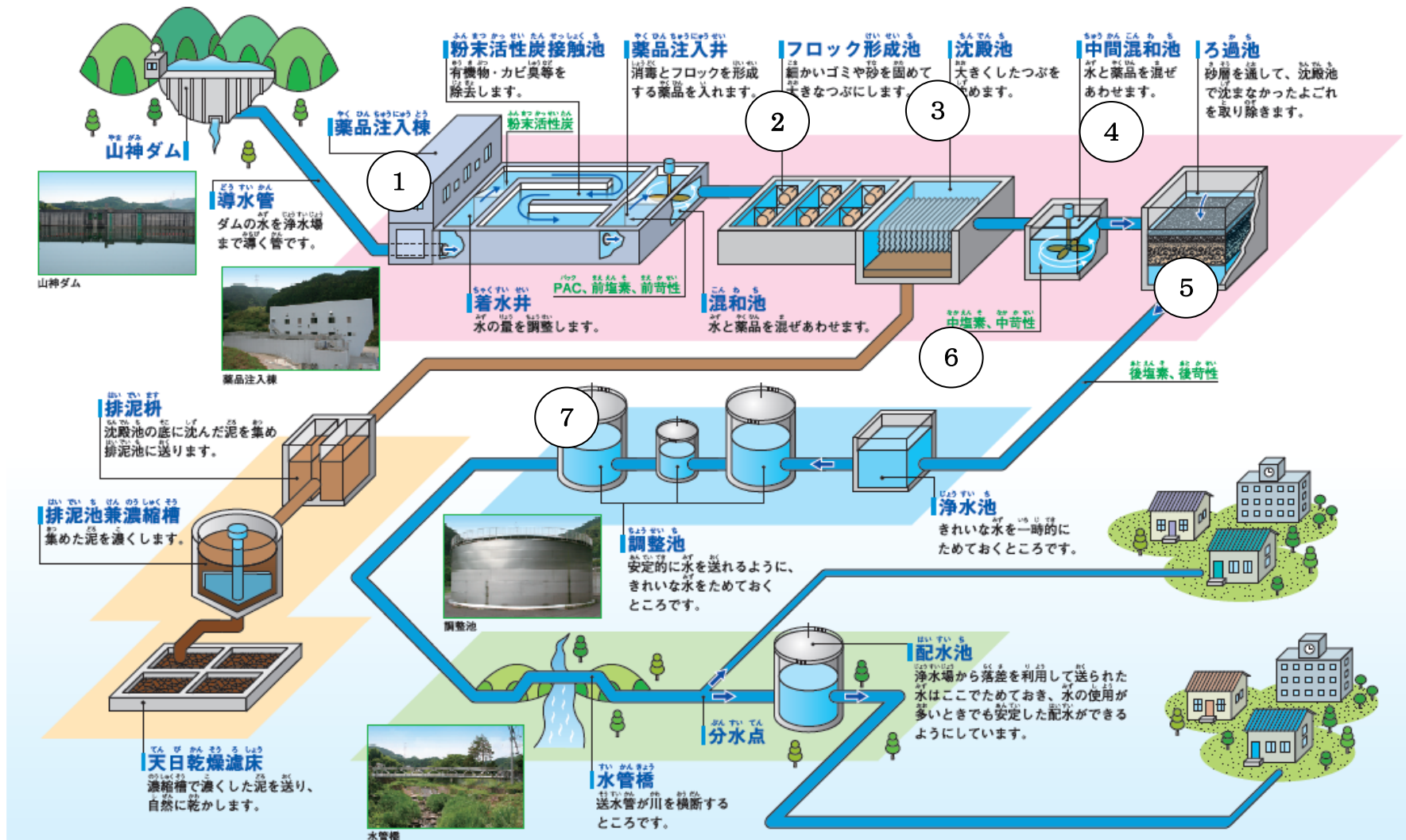
*注: 採水箇所は別紙「採水箇所一覧」参照

土日祝日に行う水質検査項目 一覧

検体名	原水	着水①	着水②	薬注水①	1系 薬注水②	2系 薬注水②	1系 処理水	2系 処理水	混合 処理水	1系 ろ過水	2系 ろ過水	混合 ろ過水	浄水	調整池 (PC)	
箇所	①	②		③			④			⑤			⑥	⑦	
検査頻度	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	土日祝	
検査項目	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現地測定
	濁度	○		▲						○			○	○	○
	色度	○		▲						○			○	○	○
	pH	○		▲	○					○			○	○	○
	遊離残留塩素				○	○	○			○	○	○	○	○	○
	EC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	臭気	○		▲										○	
	アルカリ度	○		▲	○										
○: 毎日行う検査															
▲: 活性炭を注入するおおむね5月～10月の期間															

*注: 採水箇所は別紙「採水箇所一覧」参照

採水地点一覧



7. 水質検査方法

水質検査については、当企業団で行う毎日検査以外すべてを地方公共団体の機関及び水道法第20条第3項に規定の検査機関へ委託します。

No.	項 目		No.	項 目	
1	一般細菌	委託検査	27	臭素酸	委託検査
2	大腸菌		28	トリハロメタン	
3	カドミウム及びその化合物		29	トリクロロ酢酸	
4	水銀及びその化合物		30	ブロモジクロロメタン	
5	セレン及びその化合物		31	ブロモホルム	
6	鉛及びその化合物		32	ホルムアルデヒド	
7	ヒ素及びその化合物		33	亜鉛及びその化合物	
8	六価クロム化合物		34	アルミニウム及びその化合物	
9	亜硝酸態窒素		35	鉄及びその化合物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		36	銅及びその化合物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		37	ナトリウム及びその化合物	
12	フッ素及びその化合物		38	マンガン及びその化合物	
13	ホウ素及びその化合物		39	塩化物イオン	
14	四塩化炭素		40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	
15	1,4-ジオキサン		41	蒸発残留物	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		42	陰イオン界面活性剤	
17	ジクロロメタン		43	ジェオスミン	
18	テトラクロロエチレン		44	2-メチルイソボルネオール	
19	トリクロロエチレン		45	非イオン界面活性剤	
20	PFOS 及び PFOA		46	フェノール類	
21	ベンゼン		47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	
22	塩素酸		48	pH値(測定時水温)	
23	クロロ酢酸		49	味	
24	クロロホルム		50	臭気	
25	ジクロロ酢酸		51	色度	
26	ジブロモクロロメタン		52	濁度	

8. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

次年度の水質検査計画については、策定後の水質検査計画はホームページを使い公表します。

9. その他

(1) 水質検査の結果

毎年、当該年度に行った水質検査結果をホームページで公開します。

(2) 水質検査計画の見直しについて

当該年度末に、その年度に行った水質検査計画を評価し、次年度に反映させます。

(3) 水質検査の精度と信頼保証について

当企業団は水質検査を委託していますので、「妥当性評価結果シート」「検査実施標準作業書」及び「外部精度管理の記録（Zスコア）」、「国際標準化機構（ISO）の取得状況」を確認し、精度及び信頼性の確保に努めて参ります。

(4) 関係者との連帯

①水源で水質汚染事故に素早く対応するため、構成団体及び関係機関（山神ダム管理出張所、県水道整備室）との連絡体制を整備しています。

②（社）日本水道協会の水道技術者研究会などに参加し、他事業体の最新水質検査情報等を入手し、検査技術等の向上確保に努めます。

水質検査表(1) 水源における水質検査

1. 水源調査

山神水道企業団浄水場の原水は山神ダムから直接取水しています。
そのため、ダム水を原水として月1回検査しています。

No.	検査項目	検査頻度 (回/年)	No.	検査項目	検査頻度 (回/年)
1	一般細菌	12	27	臭素酸	12
2	大腸菌		28	総トリハロメタン	
3	カドミウム及びその化合物		29	トリクロロ酢酸	
4	水銀及びその化合物		30	ブロモジクロロメタン	
5	セレン及びその化合物		31	ブロモホルム	
6	鉛及びその化合物		32	ホルムアルデヒド	
7	ヒ素及びその化合物		33	亜鉛及びその化合物	
8	六価クロム化合物		34	アルミニウム及びその化合物	
9	亜硝酸態窒素		35	鉄及びその化合物	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		36	銅及びその化合物	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		37	ナトリウム及びその化合物	
12	フッ素及びその化合物		38	マンガン及びその化合物	
13	ホウ素及びその化合物		39	塩化物イオン	
14	四塩化炭素		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	
15	1,4-ジオキサン		41	蒸発残留物	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	4	42	陰イオン界面活性剤	-
17	ジクロロメタン		43	ジェオスミン	
18	テトラクロロエチレン		44	2-メチルイソボルネオール	
19	トリクロロエチレン	12	45	非イオン界面活性剤	12
20	PFOS及びPFOA		46	フェノール類	
21	ベンゼン	-	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	-
22	塩素酸		48	pH値(測定時水温)	
23	クロロ酢酸		49	味	
24	クロロホルム		50	臭気	
25	ジクロロ酢酸		51	色度	
26	ジブロモクロロメタン		52	濁度	

2-(1) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から設定されている水質項目の検査を行います。

項目	項目	原水	浄水	項目	項目	原水	浄水
		(回/年)	(回/年)			(回/年)	(回/年)
1	アンチモン及びその化合物	1	1	16	残留塩素	-	365
2	ウラン及びその化合物	24	1	17	硬度(Ca,Mg)	12	12
3	ニッケル及びその化合物	1	1	18	マンガン	12	12
4	削除	-	-	19	遊離炭酸	1	12
5	1, 2-ジクロロエタン	1	1	20	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1
6	削除	-	-	21	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	1	1
7	削除	-	-	22	有機物質(KMnO4)	1	1
8	トルエン	1	1	23	臭気強度(TON)	12	12
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1	1	24	蒸発残留物	12	12
10	亜塩素酸	1	1	25	濁度	12	12
11	削除	-	-	26	pH値	12	12
12	二酸化塩素	1	1	27	腐食性(ランゲリア指数)	1	12
13	ジクロロアセトニトリル	1	1	28	従属栄養細菌	-	1
14	抱水クロラール	1	1	29	1, 1-ジクロロエチレン	1	1
15	農薬類	2	-	30	アルミニウム及びその化合物	12	12

注) 二酸化塩素、亜塩素酸については二酸化塩素を浄水処理に使用していませんが、確認のため原水、浄水で年1回検査します。

3. 水質基準項目(浄水の過去3年間数値)

飲料する人の健康を害したり、生活に支障が生じないために、水道法で初めて導入された水質基準項目については原水及び浄水(一部省略)を月に1回の検査します。

No.	項 目	水 質 基 準 値	過去3年間(令和4~6年)	基準値内	基準値超過
			最高値		
1	一般細菌	100CFU/mL以下	0	○	
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l以下	<0.0003	○	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l以下	<0.00005	○	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
8	六価クロム化合物	0.05 mg/l以下	<0.002	○	
9	亜硝酸態窒素 *2	0.04 mg/l以下	<0.004	○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下	0.70	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l以下	<0.08	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l以下	<0.1	○	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	<0.0002	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下	<0.005	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	<0.004	○	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	<0.002	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
19	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	<0.001	○	
20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l以下			
21	ベンゼン	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
22	塩素酸	0.6 mg/l以下	0.11	○	
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下	<0.002	○	
24	クロロホルム	0.06 mg/l以下	0.025	○	
25	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下	0.008	○	
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下	0.003	○	
27	臭素酸	0.01 mg/l以下	<0.001	○	
28	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下	0.036	○	
29	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下	0.016	○	
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下	0.009	○	
31	ブロモホルム	0.09 mg/l以下	<0.001	○	
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下	<0.008	○	
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	<0.02	○	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下	0.08	○	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下	<0.03	○	
36	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下	<0.1	○	
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下	11.0	○	
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下	<0.005	○	
39	塩化物イオン	200 mg/l以下	11.9	○	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	53.0	○	
41	蒸発残留物	500 mg/l以下	110	○	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	<0.02	○	
43	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下	0.000001	○	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	0.000004	○	
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	<0.005	○	
46	フェノール類	0.005 mg/l以下	<0.0005	○	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下	1.0	○	
48	pH値(測定時水温)	5.8以上8.6以下	7.8	○	
49	味	異常でないこと	異味なし	○	
50	臭気	異常でないこと	異臭なし	○	
51	色度	5 度以下	<1	○	
52	濁度	2 度以下	0.1	○	
			合計	52	0

* 1 トリハロメタン(項目:22,24,26,28,29)、カビ臭については、5月~10月に月2回行います。
それ以外は月1回以上行います

また、高数値のトリハロメタン発生時には、週1回程度で検査を行います。

* 2 PFOS及びPFOAは令和8年4月より新たに設定された項目であるため、令和7年度以前のデータがありません。

水質検査表(2) 山神浄水場における水質検査

浄水場において安全でおいしい水を作るため、下記のとおり検査を行います。

1. 毎日行う検査項目

浄水場で作った水(浄水)が清浄であるか、あるいは消毒がきちんと行われているか確認する項目は毎日検査を行います。また、原水の水質にあわせて適切な浄水処理を行うために必要な項目についての検査も行います。

検体名	原水	着水①	着水②	薬注水①	1系薬注水②	2系薬注水②	1系処理水	2系処理水	混合処理水	1系ろ過水	2系ろ過水	混合ろ過水	浄水	調整池(PC)	
箇所	①	②		③			④			⑤			⑥	⑦	
検査頻度	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	平日	
検査項目	水温	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	現地測定
	濁度	○		▲				○	○	○	○	○	○	○	○
	色度	○		▲				○	○	○	○	○	○	○	○
	pH	○		▲	○					○			○	○	○
	遊離残留塩素				○	○	○			○	○	○	○	○	○
	EC	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	臭気	○		▲				○	○					○	
	アルカリ度	○		▲	○										

○:毎日行う検査
▲:活性炭を注入するおおむね5月~10月の期間

2. 水質基準項目(原水、浄水年間計画)

飲料する人の健康を害したり、生活に支障が生じないため、水道法で水道水の検査が義務づけられている水質基準項目については原水及び浄水(一部省略)について月1回の検査を行います。

No.	検査項目	検査頻度(回/年)		No.	検査項目	検査頻度(回/年)	
		原水	浄水			原水	浄水
1	一般細菌	12	12	27	臭素酸	12	12
2	大腸菌			28	総トリハロメタン		
3	カドミウム及びその化合物			29	トリクロロ酢酸		
4	水銀及びその化合物			30	ブロモジクロロメタン		
5	セレン及びその化合物			31	ブロモホルム		
6	鉛及びその化合物			32	ホルムアルデヒド		
7	ヒ素及びその化合物			33	亜鉛及びその化合物		
8	六価クロム化合物			34	アルミニウム及びその化合物		
9	亜硝酸態窒素			35	鉄及びその化合物		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			36	銅及びその化合物		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			37	ナトリウム及びその化合物		
12	フッ素及びその化合物			38	マンガン及びその化合物		
13	ホウ素及びその化合物			39	塩化物イオン		
14	四塩化炭素			40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
15	1,4-ジオキサン			41	蒸発残留物		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			42	陰イオン界面活性剤		
17	ジクロロメタン			43	ジェオスミン		
18	テトラクロロエチレン			44	2-メチルイソボルネオール		
19	トリクロロエチレン			45	非イオン界面活性剤		
20	PFOS及びPFOA ※1			46	フェノール類		
21	ベンゼン			47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
22	塩素酸			48	pH値(測定時水温)		
23	クロロ酢酸			49	味		
24	クロロホルム			50	臭気		
25	ジクロロ酢酸			51	色度		
26	ジブロモクロロメタン			52	濁度		

※1 法定検査頻度は、1年に4回です。

3. その他の検査項目

水源や浄水の水質状況を把握するための検査を行います。
月1回水源の水質状況を把握するため、水源の検査を行います。
また、月1回山神ダム内の検査を行います。

項目 No.	項目	原水 (回/年)	浄水 (回/年)	山神ダム *2 (回/年)	山口川(9カ所) (回/年)	山口川 ダム流入口(2カ所) (回/年)
1	水温	365	365	12	-	12
2	電気伝導率	365	365	12	365	12
3	アルカリ度	365	-	12	-	-
4	溶存酸素量(DO)	-	-	12	-	-
5	pH値	365	365	12	-	12
6	色度	365	365	12	-	12
7	濁度	365	365	12	-	12
9	臭気	365	365	-	-	-
10	味	-	365	-	-	-
11	有機体炭素(TOC)	12	12	12	-	12
12	CODMn	24	-	-	-	12
13	全窒素	24	-	-	-	12
14	全リン	24	-	-	-	12
15	鉄	24	12	-	-	12
16	マンガン	24	12	-	-	12
17	大腸菌群数(最確法)	12	-	-	-	-
18	糞便性大腸菌群数	12	-	-	-	-
19	大腸菌	12 *3	-	-	-	-
20	嫌気性芽胞菌	12 *3	-	-	-	-
21	クリプトスポリジウム・ジアルジア	4 *3	-	-	-	-
22	ウラン	12	1	-	-	12
23	ホウ素	12	12	-	-	12
24	紫外線吸光度(50mmセル)	12	12	-	-	-
25	アンモニア性窒素	12	-	-	-	12
26	クロロフィルa	12	-	-	-	-
27	硝酸態亜硝酸態窒素	12	12	-	-	12
28	総トリハロメタン	-	12	-	-	-
29	カビ臭(ジエオスミン、2-MIB)	12	12	-	-	-
30	環境ホルモン(7項目)	1	-	-	-	-
31	農薬類	2	-	-	-	-
32	ダイオキシン類	1	-	-	-	-

* 1 土日祝日を除いた年間日数を254日で設定していますが、多少の誤差があります。

* 2 山神ダムの採水はダム中心の水深0.5,5,10,15,20,25mで行います。
ただし、ダムの水位により採水水深が変わる場合があります。

* 3 クリプトスポリジウム・ジアルジア検査については、原水で年4回検査を行います。
また、指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については原水で月1回行います。

* 濁度・pH・残留塩素については、浄水工程ごとにサンプル取水設備を設け、常時監視の水質計器にて常に確認を行っており、浄水工程の異常や急激な水質変化に対応出来るようにしています。

水質検査表(3) 送水末端における水質検査

1. 毎日検査項目

毎日検査の3項目(色、濁り、残留塩素効果)については、送水末端(小郡市三沢配水池、太宰府市大佐野浄水場)で遠方自動監視装置により常に測定し、浄水場内中央監視室にて監視しております。

2. 水質基準項目

山神浄水場の浄水は、送水管で各構成団体の配水池に送水します。各配水の末端(小郡市三沢配水池、太宰府市大佐野浄水場)において水道水質基準項目を毎月、年6回、年4回、年1回に分けて検査をしています。

No.	項目	水質基準値	過去3年間の最高値	基準値に対する検出割合	省略可能な検査頻度	検査頻度	検査頻度の設定理由等			
1	一般細菌	100/1ml以下	0	<10	省略不可	12	水道法に基づく基本の検査頻度			
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	<10						
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	<10	3年1回	1	安全確認のため			
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	<10						
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	<10						
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	<10						
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	<10						
8	六価クロム化合物	0.02	0.005未満	<10						
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	<10						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	<10	年4回	6	水質管理上必要なため			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.8	<10	年4回	12	水質管理上必要なため			
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	<10	3年1回	1	安全確認のため			
13	ホウ素及びその化合物	1	0.03	<10						
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	<10						
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.002未満	<10						
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	<10						
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	<10						
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	<10						
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	<10						
20	PFOS及びPFOA	0.00005						年4回	4	注(5)
21	ベンゼン	0.01	0.001未満	<10				3年1回		安全確認のため
22	塩素酸	0.6	0.09	15	年4回	6	注(4)			
23	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	<10						
24	クロロホルム	0.06	0.027	45						
25	ジクロロ酢酸	0.04	0.006	15						
26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004	<10						
27	臭素酸	0.01	0.001未満	<10						
28	総トリハロメタン	0.1	0.042	42						
29	トリクロロ酢酸	0.2	0.019	<10						
30	ブロモジクロロメタン	0.03	0.012	40						
31	ブロモホルム	0.09	0.001未満	<10						
32	ホルムアルデヒド	0.08	0.004	5						
33	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	<10	3年1回	1	安全確認のため			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.08	40	月1回	12	水道法に基づく基本の検査頻度			
35	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	<10	3年1回	12	水質管理上必要なため			
36	銅及びその化合物	1	0.005未満	<10		1	安全確認のため			
37	ナトリウム及びその化合物	200	10.5	<10		12	水質管理上必要なため			
38	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	<10		12	水道法に基づく基本の検査頻度			
39	塩化物イオン	200	12.8	<10	省略不可	12	水道法に基づく基本の検査頻度			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54.9	18	3年1回	12	水質管理上必要なため			
41	蒸発残留物	500	98	20		1	注(1)			
42	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	<10			注(2)			
43	ジェオスミン	0.00001	0.000001	10	概ね1月に1回	6	注(3)			
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000003	30						
45	非イオン界面活性剤	0.02	0.002	<10	3年1回	1	安全確認のため			
46	フェノール類	0.005	0.0005未満	<10						
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.0	33	省略不可	12	水道法に基づく基本の検査頻度			
48	pH値(測定時水温)	5.8以上8.6以下	7.7	-						
49	味	異常でないこと	異味なし	<10						
50	臭気	異常でないこと	異臭なし	<10						
51	色度	5度以下	1未満	<10						
52	濁度	2度以下	0.1未満	<10						

注(1) 浄水場の原水・浄水で毎月1回検査しており、送配水システムの中で上昇しないと考えられ、過去に基準値の1/2を超えることがないため。

注(2) 浄水場の原水・浄水で毎月1回検査しており、送配水システムの中で上昇しないと考えられるため。

注(3) 浄水場の原水・浄水で毎月1回検査をしています。過去の浄水の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、原水並びに水源およびその周辺の状況を勘案し検査を行う必要がないため一部省略しています。けれども太宰府、小郡の採水場所は同一系統の送水で、送水距離もほとんど同じであるため、2か所を同じと考えれば、各年6回検査を行いますので、概ね1月に1回の検査を行っていることになります。

太宰府(4、6、8、10、12、2月)、小郡(5、7、9、11、1、3月)

注(4) 水道法に基づく基本の検査頻度は年4回以上となっていますが、水質管理上年6回行います。

太宰府(4、6、8、10、12、2月)、小郡(5、7、9、11、1、3月)に検査を行っています。

注(5) PFOS及びPFOAは令和8年4月より新たに設定された項目であるため、3カ月に1回の検査とします。

浄水場外(送水末端)検査 年間計画表

No.	検査内容	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	太	小	
1	全項目(51項目)								1	1																
2	亜硝酸態窒素																									
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素																									
	鉄																									
	マンガン																									
	塩化物イオン																									
	有機物(TOC)	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	硬度																									
	pH値																									
	味																									
	臭気																									
	色度																									
濁度																										
3	一般細菌	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	大腸菌																									
4	クロロホルム																									
	ジブロモクロロメタン																									
	ブロモジクロロメタン																									
	ブロモホルム																									
	クロロ酢酸																									
	ジクロロ酢酸	1			1	1							1			1				1	1				1	
	トリクロロ酢酸																									
	臭素酸																									
	ホルムアルデヒド																									
	シアン																									
塩素酸																										
5	アルミニウム	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	六価クロム	1			1									1			1				1		1			
	ジェオスミン、2-MIB	1			1	1							1	1			1	1			1	1			1	

注1)太:太宰府市、小:小郡市(三井水道企業団)の採水場所を省略したものです。

注2)記入してある数字は月の検査回数です。 注3)黄色はアルミニウム、シアン、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、消毒副生成物(21~31)を追加した検査、緑は全項目検査を

注4)全項目と上記2~5の検査内容を含む51項目の検査の事です。